

## 令和7年度函南町障害者就労施設等からの物品等の調達方針

### 第1 目的

この調達方針は、国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（以下「障害者優先調達推進法」という。）第9条の規定に基づき、町の事務、事業における障害者就労施設等からの物品等の調達を推進し、障害者就労施設等が供給する物品等に対する需要の推進を図り、障害のある人の自立の促進に資することを目的とする。

### 第2 適用範囲

この調達方針は、函南町役場の各組織において適用するものとする。

### 第3 調達の対象となる障害者就労施設等

町において調達の対象となる障害者就労施設等は、以下のうち、物品等の調達が可能な施設等とする。

(1) 「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に基づく事業所等

ア 就労移行支援事業所

イ 就労継続支援事業所（A型、B型）

ウ 生活介護事業所

エ 障害者支援施設（就労移行支援、就労継続支援、生活介護を行うものに限る。）

オ 地域活動支援センター

カ 小規模作業所

(2) 障害者を多数雇用している企業等

ア 障害者雇用促進法の特例子会社

イ 重度障害者多数雇用事業所（※）

※ 重度障害者多数雇用事業所の要件

(ア) 障害者の雇用数が5人以上

(イ) 障害者の割合が従業員の20%以上

(ウ) 雇用障害者に占める重度障害者の割合が30%以上

(3) 在宅就業障害者等

ア 在宅就業障害者（自宅等において物品の製造、役務の提供等の業務を自ら行う障害者）

イ 在宅就業支援団体（在宅就業障害者に対する援助の業務等を行う団体）

#### 第4 調達目標

令和7年度における調達目標額 1,160千円とする。

#### 第5 その他物品等の調達の推進に関する事項

障害者就労施設等が供給可能な物品等について施設等からの情報をもとに調達の推進に努める。

#### 第6 調達実績等の公表の方法等

町は、障害者就労施設等からの物品等の調達の実績の概要を取りまとめ公表する。

#### 第7 その他

この方針は経済や雇用の情勢を考慮し毎年度見直しを行うものとする。